5　労働安全衛生法第四十一条第二項のボイラー及び第一種圧力容器に係る登録性能検査機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本県熊本市中央区大江六丁目二十四番十三号	平成二十四年四月一日

6　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の代表者の氏名の変更

氏名又は名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
エイチエスビージャパン株式会社	川端　啓之	渡部　覚	平成二十四年五月三十一日

7　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の名称及び所在地の変更

氏名又は名称	変更前の事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の名称	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	香川検査事務所	香川県高松市番町三丁目三番十七号	平成二十四年三月三十一日
	徳島検査事務所	徳島県徳島市徳島本町三丁目十三番地			
	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	
	大分検査事務所	大分県大分市長浜町三丁目十五番十九号			

8　労働安全衛生法第四十四条第一項の第二種圧力容器、小型ボイラー及び小型圧力容器に係る登録個別検定機関の事務所の所在地の変更

氏名又は名称	事務所の名称	変更前の事務所の所在地	変更後の事務所の所在地	変更年月日
社団法人日本ボイラ協会	熊本検査事務所	熊本県熊本市大江六丁目二十四番十三号	熊本県熊本市中央区大江六丁目二十四番十三号	平成二十四年四月一日

9　労働安全衛生法第四十四条の二第一項のクレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置に係る登録型式検定機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人日本クレーン協会	一般社団法人日本クレーン協会	東京都江東区新木場一丁目十一番七号	鈴木　浩平	平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第四百三十四号

労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第十九条の二十四の二の六の規定により、同令第十九条の二十四の二の五の登録検査業者検査員研修機関について、同令第十九条の二十四の二の三第二項第二号に掲げる事項を次のように変更する旨の届出があったので、同令第十九条の二十四の二の十五の規定に基づき告示する。

平成二十四年七月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令第十九条の二十四の二の五の登録検査業者検査員研修機関の名称の変更

変更前の氏名又は名称	変更後の氏名又は名称	住所	代表者の氏名	変更年月日
社団法人建設荷役車両安全技術協会	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会	東京都千代田区神田神保町三丁目七番一号	吉識　晴夫	平成二十四年四月一日

○厚生労働省告示第四百三十五号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年七月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

別表に次のように加える。

八百二十三	1　血管造影用カテーテル 2　非中心循環系動脈用カテーテル 3　ガイディング用血管内カテーテル 4　非中心循環系血管内カテーテル 5　非中心循環系塞栓除去用カテーテル 6　非中心循環系バルーン拡張式血管形成術用カテーテル 7　スネア用カテーテル 8　非中心循環系閉塞術用血管内カテーテル 9　注入用カテーテル	
T二二六八		血管に挿入留置し、造影、輸血、採血、血圧測定、カテーテル等の誘導、異物若しくは凝血塊の除去、狭窄（さく）部の拡張、一時閉塞又は薬液注入に用いること。ただし、非中心循環系で用いるものに限る。

○農林水産省告示第千七百四十五号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十四年四月一日から同年六月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十四年七月二十日

農林水産大臣　郡司　彰

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、四〇二、七〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三四九、六〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一三〇、一〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八一、五〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、二一八、一〇〇円